

防府市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会設置要綱

令和8年4月1日制定

(設置)

第1条 放課後児童クラブの設置及び運営を行う事業者の選定を、公平かつ適正に行うため、防府市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要項の策定
- (2) 企画提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 企画提案書、プレゼンテーション等の審査
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 防府市小学校校長会 1名
- (2) 防府市小学校PTA連合会 1名
- (3) 防府市青少年育成市民会議 1名
- (4) 防府市民生委員児童委員協議会 1名
- (5) 防府市福祉部 1名

(委員長)

第4条 委員長は、防府市福祉部次長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長は委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する事業者の選定の報告をもって終了する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。